

承認第7号

専決処分事項の承認について

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成29年6月12日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成29年3月28日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例(平成18年橋本市条例第217号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 1～6 略 (管理者の給与額の特例) 7 平成29年4月1日から当分の間における管理者の給料額は、<u>第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる場</u> <u>合においては、この限りではない。</u></p>	<p>附 則 1～6 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。